

令和3（2021）年度

年次報告書  
（人間社会学群）

姫路獨協大学



# 目 次

1. 使命・目的等	1
2. 学生	3
3. 教育課程	9
4. 教員・職員	16
5. 内部質保証	19
6. 地域連携・社会貢献	22
7. エビデンス集（資料編）一覧	25

## 1. 使命・目的等

### 1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

#### 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

#### 1-1-② 簡潔な文章化

#### 1-1-③ 個性・特色の明示

#### 1-1-④ 変化への対応

##### (1) 1-1 の自己判定

「基準項目 1-1 を満たしている。」

##### (2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

本学の理念「大学は学問を通じての人間形成の場である」を実践する場として、近年の国際化・情報化・多様化の進展、科学技術の発達、労働形態の変革、環境問題の深刻化、少子・高齢化の進行に対応できる人材を育成するため、「実学」「国際性」「開放性」をコンセプトとした教育を推進している。本学群の目的は、姫路獨協大学学則に具体的かつ明確に示されている【資料 S1-1-1】。

#### 1-1-② 簡潔な文章化

本学群の使命・目的および教育目的については、「履修の手引き (P. 18-20)」「学生生活ガイド」「大学案内」「入学試験要項」ならびに大学ホームページに簡潔な文章で明示されている。

#### 1-1-③ 個性・特色の明示

本学群の個性・特色は、三つの学問分野をゆるやかに結合した「学群制」にある。一年次の共通教育によって基礎力の強化をはかり、二年次以降学類に分かれてから専門性を深めていくとともに、専門分野以外の教養も身に付け、最終的には、基礎教養と専門性を持った「社会の求められる人」を養成することができる。これらについては「履修の手引き (P. 18-19)」「大学案内」「入学試験要項」ならびに大学ホームページに明示されている。国際言語文化学類では、高度で実践的な英語・中国語・韓国語の運用能力の習得、及びそれらの言語が使用される国・地域の文化・社会の理解を通じて、国際社会で活躍できる力を育むことを企図し、英語コースと中国語・韓国語コースを設けている【資料 K1-1-1】。現代法律学類では、複雑な問題を抱える現代社会に対応した法律の専門知識を学び、社会に貢献できるスキルを習得し、実践的な学びで社会のあらゆるシーンで使える法的思考力（リーガルマインド）を育むことを企図して、法律コース、公共安全コース、ビジネスコースの3つのコースを設けている【資料 H1-1-2】。

産業経営学類では、幅広い分野・領域をカバーする実践的な知識とスキルを学ぶことができるように「経済経営」、「医療・スポーツ」および「会計・情報」の3つのコースを設けている【資料 S1-1-2】。

#### 1-1-④ 変化への対応

本学群は現状の把握と改善のPDCAサイクルを確立するため、定期的に自己評価報告書を作成している。

国際言語文化学類では、平成28年(2016年)度より、国際言語コース、日本語教育・日本文化コース、医療外国語コースの3コースでスタートした。しかしながら、教員定数の変更に伴い、専攻語を3言語に絞り、教育資源を集中的に注力するため、令和2年(2020年)度より、2コースへと移行した【資料K1-1-2】。

現代法律学類では、平成28年(2016年)度より、法律コース、公共安全コース、企業法務コース、医療コンプライアンスコースの4つのコースでスタートした。しかしながら、志望者が少数にとどまっていた医療コンプライアンスコースを廃止するとともに、教育資源の集中的な運用を実現するため、令和2年(2020年)度より、現行の3コースへと移行した(企業法務コースはビジネスコースに名称変更)【資料H1-1-3】。

産業経営学類本学類では平成28(2016)年4月より、学際の医療社会学系の「経済経営」、「医療産業」、「スポーツ産業」及び「会計・情報」の4つのコースを柱としてスタートした。しかしながら、昨今の18歳人口の急激な減少、さらに地方から都市部への若者の流出などの影響により、本学類の定員割れが起き、その対応として上述の4つのコースを令和2(2020)年4月より3つのコースへと移行した【資料S1-1-4】。

### (3) 1-1の改善・向上方策(将来計画)

国際言語文化学類では現在の2コースによる学類運営と教育研究を進めながら、成果を評価し、今後の課題を明らかにしたい。

現代法律学類では現行3コースによる学類運営と教育研究を進めながら成果等を評価し、今後の検討課題を明確にしていきたい。

産業経営学類では令和2(2020)年度より、検討の結果3コースに移行した。その際に、本学類の教育目的に沿った形で、3つのポリシーの見直しを行ったことから、暫くの間はこの方針で進めていきたい。

## 1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

### 1-2-① 役員、教職員の理解と支持

### 1-2-② 学内外への周知

### 1-2-③ 中長期的な計画への反映

### 1-2-④ 三つのポリシーへの反映

### 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

#### (1) 1-2の自己判定

「基準項目1-2を満たしている。」

#### (2) 1-2の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

### 1-2-① 役員、教職員の理解と支持

本学群の使命・目的及び教育目的は様々な資料に掲載されているとともに、年度当初に学長が全教職員を対象に講話を行い浸透させている。また毎月開催される教授会での問題共有、対処を通じて教員の理解と支持を深めている。

### 1-2-② 学内外への周知

学内に対しては、評議会、年度初めの学長講話、教授会で教職員への周知を図っている。学外に対しては、「大学案内」「ホームページ」「学校説明会」「オープンキャンパス」「高校への出張講義」など様々な機会に周知を図っている【資料 G1-2-1】【資料 G1-2-2】。

### 1-2-③ 中長期的な計画への反映

大学全体の中長期計画は、学長が、副学長、各種委員会、各課・室との意見交換を行い、学部長等会議での協議を踏まえて原案作成し、評議会に諮問して決定している。策定は、建学の精神ならびに本学の使命・目的に照らして行われている。

### 1-2-④ 三つのポリシーへの反映

建学の精神に則り、本学の使命・目的及び教育目的に基づき、アドミッション・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーは学群および学類で、ディプロマ・ポリシーは学類で策定している【資料 G1-2-3】【資料 G1-2-4】【資料 G1-2-5】。

### 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

3つの学問分野の緩やかな結合というコンセプトを実現するべく、1年次の共通教育は全学類の教員が参加して分担し、より専門性の増す2年次以降は、国際言語文化学類、現代法律学類、産業経営学類に分かれる組織になっている。

#### (3) 1-2の改善・向上方策（将来計画）

今後 PDCA サイクルを活発に行うために、2021年度に自己評価委員会と FD 委員会を立ち上げた。

#### [1の自己評価]

上に記載するように、基準項目を満たしている。

## 2. 学生

### 2-1. 学生の受入れ

#### 2-1-① 教育目的を踏まえたアドミSSION・ポリシーの策定と周知

#### 2-1-② アドミSSION・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

#### 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

##### (1) 2-1の自己判定

「基準項目 2-1 を満たしている。」「基準項目 2-1 を満たしていない。」

##### (2) 2-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 2-1-① 教育目的を踏まえたアドミSSION・ポリシーの策定と周知

本学群は、アドミSSION・ポリシーを次のように定め、大学ホームページに公開している【資料 G2-1-1】。

##### 【入学者の選抜方針】

本学群は入学希望者を一括で募集し、選抜する。選抜においては以下に示す能力と実績について評価する。

1. 入学後の科目履修に必要な基礎学力を有している。
2. 高等学校で履修する教科について、相当程度の学力を有している。
3. 高等学校における生徒会活動、学級活動、課外活動などにおいて実績を有している。
4. 自分の考えを正しく伝えることができる。
5. 自分の意見をまとめ、文章で的確に表現することができる。
6. 入学を志望する明確な動機と勉学意欲を有している。

##### 【各学類への受け入れ方針】

人間社会学群は、多様化し境界横断化する現代社会を見据え、人文・社会・自然科学に関する幅広い教養を身に付けるとともに、それぞれが外国語、法律、経済情報に係る専門分野を深く修めることによって、人間社会の諸問題に正対できる人材を育成する。このような基本方針のもと、2年次より所属する3つの学類はそれぞれ次のような人を求めている。

##### 国際言語文化学類

1. 実践的な外国語力および日本語力を高め、その運用能力を活かして国内外で活躍したい人
2. 様々な文化・社会・歴史について学び、グローバルな視点を持って多文化共生社会に貢献したい人
3. 将来役に立つ語学分野の資格の取得や得点の向上を目指す人

##### 現代法律学類

1. リーガルマインド [法的思考力] を身に付け、広く社会で活躍したい人
2. 警察官・消防官・自衛官など、公共の安全や社会の秩序を維持する仕事に就きたい

人

3. 司法書士・行政書士など法律に関連した資格の取得を目指す人

#### 産業経営学類

1. 経済学・経営学や情報技術 [IT] に関心を持ち、将来の職業に活かしたい人
2. 簿記や会計学に興味を持ち、関連する資格の取得を目指す人
3. 健康科学に関心を持ち、将来スポーツ産業や医療産業分野で活躍したい人

本学群は令和元年度末に完成年度を迎えたため、学群のアドミッション・ポリシー（を含む3ポリシー）の改正を行い、令和2年度から実施した。かかる3ポリシーの改正案策定に当たっては、各学類教員会議で検討された素案を基に原案を作成し、学群教授会の審議を経て決定されている【資料 G2-1-2】。

### 2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

入学者受け入れは、入学試験により以下のように実施している。A0 入試においては、出願書類と面接試験により、上記【入学における選抜の方針】における 3. から 6. に重点を置きながら、1. から 6. を総合的に評価する。指定校推薦においては、面接試験により 4. と 6. を評価する。

公募推薦においては 1. から 3.（小論文型ではさらに 4. 5.）を評価する。一般入試においては A・B・C 日程では 1. 2. を、D 日程では 1. 2. を出願資格とし、小論文により 4. 5. を評価する。大学入学共通テスト利用入試においては 1. 2. を評価する。

スポーツ推薦においては 1. 2. 及び 3. の課外活動におけるスポーツの活動実績を出願資格とし、面接試験により 4. 6. を評価する。留学生特別選抜においては、1. 2. 及び日本語能力を出願資格とし、小論文と面接試験により 4. から 6. を評価する。社会人入試と帰国生入試においては、書類審査により 1. から 3. を、小論文と面接試験により 4. から 6. を評価する。

ファミリー専願入試と HDU チャレンジ入試においては、1. 2. を含めた出願資格を条件とし、ファミリー専願入試はさらに学力試験により 1. 2. を、双方の入試において小論文と面接試験により 4. から 6. を評価する。

編・転入試験においては、1. 2. を前提とした出願資格を踏まえ、小論文と面接試験により 4. から 6. を評価する。

このように多彩な入試方法により、受験生がそれぞれの得意分野を生かし、受験することが可能となっている。

合否判定については、A0 入試の 1 次選抜においては学群・学類長と学群・各学類教務委員による審査会議で書類審査を実施する。それ以外においては小論文・面接試験・学力試験等の採点結果を踏まえ、学群・学類長と学群選出評議員から構成される予備判定会議で合格候補者を決定し、入試委員会で協議後、学長が合格者を決定している。それぞれの入試ごとに受け入れが公正に実施されていると考えてよい。学類への所属は、学生が希望する学類を申請し、それに基づいて決定する。学類の定員を大幅に超える場合は、成績に基づいて決定する。国際言語文化学類ならびに現代法律学類は、これまで希望者全員が所属



できている。

### 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

2021年度入試の結果、A0入試については募集人員10名に対して14名、スポーツ推薦入試は35名に対して58名、公募推薦入試は55名に対して20名、一般入試は60名に対して16名、大学共通テスト入試は10名に対して1名、留学生特別選抜は10名に対して1名が入学している。ファミリー専願入試・HDUチャレンジ入試・社会人入試・帰国生入試は、各若干名の募集人員に対して、入学者はファミリー専願入試・HDUチャレンジ入試いずれも各1名、社会人・帰国生いずれも0名となっている。指定校推薦は28名が入学している。

合計すると入学定員180名に対して140名入学となり、定員充足率は約78%である。これに加え、編入試験により2名が編入学している。

これらの数値から、A0入試とスポーツ推薦入試による入学者が募集人員を上回り、指定校推薦入試による入学者と合わせて100名となり、入学者全体140名のうち7割以上を占めていることがわかる。特にスポーツ推薦入試による入学者数は、募集人員を大きく上回っている。

それに対して公募推薦入試と一般入試の入学者は合わせて36名で、募集人員105名に対して非常に少なく、入学者数の約4分の1を占めているに過ぎない。公募推薦入試と一般入試による入学者数を底上げし、入学定員を充足することが課題とされる

また留学生特別選抜入試について志願者数が1名と非常に少なかったのは、新型コロナの感染状況とそれに対する国内外の対応が直接影響していると考えられる。

#### (3) 2-1の改善・向上方策（将来計画）

公募推薦と一般入試による入学者数を底上げし、入学定員を充足させるためには、学群・学類の魅力を、実績を具体的に示すことにより、広く伝えることが求められる。専門分野における知識・技能の向上の成果と、卒業後の活躍動向を、受験生・保護者にわかりやすく示す工夫が必要である。国際言語文化学類では、各コースの内容と実績を広く知らせることが必要であると考えている。また入学後について、2021年度は、定員50名に対し、24名が2年次進級時に本学類の所属となった。希望者全員が本学類に所属できているものの、希望者数が少なく、他学類とのバランスを欠く状況について、改善が求められる。現代法律学類ならびに産業経営学類もまた、学類の目指す教育を近隣の高校生やその保護者に対して如何に周知させていくかが課題であると考えている。SNS等を効果的に利用する等今後とも改善を図る必要がある。

## 2-2. 学修支援

### 2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

### 2-2-② TA( Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

#### (1) 2-2の自己判定

「基準項目2-2を満たしている。」「基準項目2-2を満たしていない。」

#### (2) 2-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

## 2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

### 2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

国際言語文化学類ならびに現代法律学類では、個々の学生の学修状況は、担任教員（「入門演習」、「基礎演習」、「演習」担当者）が把握し、個別指導を行っている。必要に応じて、学生が履修する（あるいはした）授業を担当する他の教員、教務委員、学生委員、学類長などと連携し、また学類全体で情報共有し、対応する。さらに必要に応じて本学類以外の教員、教務課職員、学生課職員とも連携し、対応する。

産業経営学類では、独自の学修支援システムとして1つのルーム並びに3つの工房を設置している。具体的には、経済学に関してはエコノミクス・ルームを、経営学にはビジネス工房を、会計分野には会計工房、そしてIT全般についてはメディア工房を設置している。本学類ではこれらの学修支援システムを、例えば会計工房ならば各種簿記試験対策を立案・実施するために、またメディア工房ならば実践的な知識・技能を修得させるために機器の設定・操作を行わせる等、必要に応じて積極的に活用している【資料 S2-2-1】。

#### (3) 2-2の改善・向上方策（将来計画）

国際言語文化学類では、学生の学力状況により学修支援が困難な場合が少なくないため、教員間での相談と連携がしやすくなるよう、機会をとらえて教員間で情報共有を図る。また、例えば留学生が自身の母語をその言語の授業においてTAのような役割において生かし、また一般学生が留学生の日本語学習において同様の役割を果たすなど、学生相互の言語学習支援の促進について検討したい。

現代法律学類ならびに産業経営学類では、今後、教育環境と学生のニーズの変化に応じて、適切な学習支援体制を維持していくために、各種ニーズを的確に把握することに留意しつつカリキュラム改訂を行うなど改善を図っていく。

これまでも本学群では、FD活動の一環として毎年度開催しているFD研修会（講習会とも称する）を活用して学習支援体制の見直しと改善を図ってきた。令和2年度は、世界を襲った新型コロナウイルス（COVID-19）による感染防止対策のため本学でも遠隔授業が取り入れられたが、遠隔授業の抱える問題点を把握し改善策を共有する事を目的として、FD講習会を開催した。こうしたFD活動を積極的に取り組む事で学修支援体制のより一層の充実を図っていく【資料 G2-2-1】。

## 2-3. キャリア支援

### 2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

#### (1) 2-3の自己判定

「基準項目 2-3 を満たしている。」

#### (2) 2-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学群では、1年次から、キャリア支援プログラムとして、全学共通科目の中に区分「キャリア関連」を設けて7科目置いている。1年次は、「キャリア形成概論」（前期、必修）により、社会において働くことの意義と将来の目標を明確にする。そして、「キャリア形成各論」（後期、選択）により、実務経験の豊かな学外の招聘講師から、現場の実状を直に見

聞きすることで、将来の進路で必要となる様々な技能・知識について理解を深める。2年次以降は、「インターンシップ」などを通して、実社会での労働の現場出向いき貴重な体験を積むことが出来るなど、多様なキャリア支援プログラムがある【資料 G2-3-1】。

### (3) 2-3 の改善・向上方策（将来計画）

本学群のキャリア支援は、主として3年次から4年次までの2年間を同一の教員が担当する「演習」を通じて行っている。キャリア関連情報は、各学類キャリア委員から学類教員会議や学内メール等で日常的に教員に周知している。満足のいく就職活動の成果を得るために、就職情報をより素早く周知することやキャリア関連イベントへの参加をより積極的に勧奨することなど、今後ともこうした取り組みが適切に行われているか随時点検を行い、必要に応じて改善を図っていく。

## 2-4. 学生サービス

備考：当基準項目は全学に関するものと思われる。

### 2-4-① 学生生活の安定のための支援

#### (1) 2-4 の自己判定

「基準項目 2-4 を満たしている。」 「基準項目 2-4 を満たしていない。」

#### (2) 2-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### (3) 2-4 の改善・向上方策（将来計画）

## 2-5. 学修環境の整備

備考：当基準項目は全学に関するものと思われる。

### 2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

### 2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

### 2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

### 2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

#### (1) 2-5 の自己判定

「基準項目 2-5 を満たしている。」 「基準項目 2-5 を満たしていない。」

#### (2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### (3) 2-5 の改善・向上方策（将来計画）

## 2-6. 学生の意見・要望への対応

備考：当基準項目は全学に関するものと思われる。

### 2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

### 2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

### 2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

#### (1) 2-6 の自己判定

「基準項目 2-6 を満たしている。」 「基準項目 2-6 を満たしていない。」

#### (2) 2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

学修支援に関する学生の意見・要望については、学期毎に行われる授業評価アンケートにより把握し、分析・検討を行っている。その検討結果については「学生による授業評価アンケート調査結果報告書」として大学 HP にて公表している【資料 G2-6-1】。

心身に関する健康相談については、健康管理室において校医の診察やカウンセリングを受けることが可能となっている。それらの全体状況や分析結果については、各学類から 1 名ずつ選出されている健康管理室運営委員会委員が、委員会開催時に報告を受けることとなっている。2020 年度の状況については、2021 年 8 月の委員会において、学生の所属別ではないものの、全体の動向として報告を受けた。また学生から健康管理室に提出される授業配慮申請書については、学期開始時に各授業の担当者に配布され、授業と学習支援において活用されている。

経済的支援などの学生生活に関しては、主に学生課の所管となっており、各学類から 1 名ずつ選出されている学生委員が学生委員会において報告を受けるほか、学生の要望や問題状況は適宜、必要に応じて担任教員から学群・学類長・その他の教員に報告され、共有される。2020 年度は、コロナ禍により経済的困難に見舞われている学生の要望に応えるため、同窓会から支援を受け、大学から全学の学生に対して一人あたり 2 万円の学習支援金を給付した。

### (3) 2-6 の改善・向上方策（将来計画）

## **[2 の自己評価]**

前記のことより、基準 2 は満たしていると評価できる。

### 3. 教育課程

#### 3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

##### 3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

##### 3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

##### 3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

###### (1) 3-1 の自己判定

基準項目 3-1 を満たしている。

###### (2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### 3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

各学類でディプロマ・ポリシーを定め、「履修の手引」に掲載して配付している【資料 G3-1-1】。

現代法律学類では「自分の専門領域に軸足をおきつつも、人間社会の多様な課題に対処できるジェネラリストとなること」を念頭において策定された。

##### 3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

各学類でディプロマ・ポリシーを定め、それに基づいて作られた各種基準を「履修の手引き」に掲載し配布している。単位認定基準は「履修の手引き (P. 4、P. 16)」、進級基準は「履修の手引き (P. 61)」、卒業認定基準は「履修の手引き (P. 5)」に掲載されている。

なお本学群では 2 年次～4 年次に至るまで進級基準を設けていないが、学期始めに各学年を対象にしたガイダンスで単位認定や履修、成績等について指導・助言を行い、成績評価や単位認定、卒業認定の基準と適用について周知を図っている。

編入学・転入学における単位認定基準については、編入学・転入学に係わる内規【資料 G3-1-2】で、入学する学年に応じて、所定の単位を超えない範囲で認定することが定められており、学生募集要項（編入学・転入学試験）等【資料 G3-1-3】で周知している。

##### 3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

成績評価については学則第 38 条と第 30 条において規定され、「履修の手引き (P. 16)」にもその内容が掲載されており、各授業でこれを適用している【資料 G3-1-4】。具体的な評価方法や基準については、授業の形態や内容、特性を考慮し、定期試験、レポートの成績、授業中の小テスト等各担当教員の責任において判断しているが、シラバスにおいて授業計画及び成績評価の方法と基準を具体的に明示して学生に周知しており、全学で組織する教務委員会で統一された書式に基づいて、単位認定の基準の明確化と厳正な適用を行っている。また、シラバスは大学ホームページにおいて公開している。

定期試験の実施にあたっては、試験実施前に各教員に試験に関する通知を行い、実施の手続き、監督者の留意事項、不正行為に対する注意事項を周知させており、また学生には受験上の注意を「履修の手引 (P. 14)」ならびに学内掲示により説明して周知している。

進級や卒業の認定については、学則第 17 条に基づき、毎年度教授会で審議したうえで学長が決定することで、単位認定、進級及び卒業認定の厳正な適用を図っている。

### (3) 3-1 の改善・向上方策（将来計画）

各学類が定めるディプロマ・ポリシーに沿った学修成果を修め、卒業要件を満たした者について学群教授会の審議を経て学長が卒業を認定していることから、直ちに改善・向上方策を採らねばならない状況にはないが、今後も随時点検を行い必要に応じて改善を図っていく。

国際言語文化学類ならびに現代法律学類では、単位認定等が正しく行われるよう、今後も各教員と学類教員会議がその都度、厳格に判定を行う。

産業経営学類では、ディプロマ・ポリシーの要となる単位認定は教員個々人の専権事項となっている。従って、ディプロマ・ポリシーのためのカリキュラム、PDCA サイクルを作成し、機能させたとしても、教員個々の単位認定があやふやでは、ディプロマ・ポリシーは足元から崩れてしまう。

そこで厳密に言えば、教員が作成した評価テストは

- 1) シラバスに書かれている教育目標に沿って、問題が作成されているか
- 2) 受講生は、その目標達成のための点数を取れているか

を可視化すべく、「試験問題」と「採点した答案用紙」を提出させる。

このことがなされて、はじめてディプロマ・ポリシーのための様々な仕組みも生きてくると思われる。この課題については、さらなる検討を行っていく。

## 3-2. 教育課程及び教授方法

### 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

### 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

### 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

### 3-2-④ 教養教育の実施

### 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

#### (1) 3-2 の自己判定

基準項目 3-2 を満たしている。

#### (2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

各学類でカリキュラム・ポリシーを定め、「履修の手引き（P0. 25-26）」に掲載して配布、周知されている【資料 G3-2-1】。

### 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

各学類が定めたディプロマ・ポリシーを実現するための、学年に応じた授業配置について定めたものがカリキュラム・ポリシーであり、両者の間には一貫性がある。ディプロマ・ポリシーは「履修の手引き（P. 23）」に、カリキュラム・ポリシーは「履修の手引き（P. 25-26）」に掲載されている。

本学群の教育研究上の目的については次のとおり定め、目的の達成に向けた計画的で効果的な教育研究活動を展開していくためにカリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシ

一との一貫性を図っている。

現代は、高度情報化、グローバル化、少子高齢化あるいは多文化共生で表現される複雑な社会であり、その中で多様な価値観を持った人々が共存して生きる時代である。このような時代にあっては、人と社会に関する幅広い知識を有し、専門分野も究めた自在性のある人材が求められる。人間社会学群においては人文・社会・自然科学及び医療福祉に関する幅広い教養を身に付けるとともに、それぞれが、国際言語文化、現代法律、産業経営に関係する専門分野を深く修めることによって、現代の人間社会における諸課題に正しく対処できる人材を育成することをその目的とする。

国際言語文化学類は、学類の専門領域を柱とし、それを含む学群全体の学びの成果を判定するディプロマ・ポリシーを定めている。そのディプロマ・ポリシーを実現するため、英語・中国語・韓国語等の高度で実践的な外国語運用能力を高め、それらの言語を使用する国々の文化を学ぶことに重点を置く学類のカリキュラム・ポリシーを定めている。これによりカリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性を図っている。

現代法律学類は、行政職公務員や警察官・消防士、民間企業のビジネスマン、行政書士や税理士を目指す者に必要となる、法律学や政治学などの専門知識と一般教養を教授するとともに、問題解決能力を有し高い倫理性と責任感を持って行動できる人材を養成することを目的としており、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性を図っている。

産業経営学類は、一般社会やビジネス界で必要となる、経済・経営、会計・情報、医療・スポーツに関する教養と専門知識を授け、問題解決能力を有し、高い倫理性と責任感を持って判断し、行動できる人材を養成することを目的としており、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性を図っている。

### 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

学群および各学類は、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーに基づき、カリキュラム・マップとカリキュラム・ツリーを作成し体系的編成を確認した【資料 G3-2-2】【資料 H3-2-1】【資料 S3-2-1】。これにより科目の連携性・系統性を明らかにして学生指導を行うこととした。

国際言語文化学類では、言語と文化の学修を通じて国際的視野に立つ教養人を養成するために、2つのコース（英語コース、中国語・韓国語コース）を設置している。3つの言語について、カリキュラム・ポリシーに沿ったカリキュラムをそれぞれ体系的に編成している。

現代法律学類では、カリキュラム・ポリシーに沿って三つのコース（法律、公共安全、ビジネス）を設置し、各コースにおいて核となる講義科目を中心に関連授業を体系的に編成している【資料番号】。

産業経営学類では、現代ビジネス社会において必要となる知識をあらゆる角度から学び即戦力として十分通用する実践力を育むため、3つのコース（経済経営、医療・スポーツ、会計・情報）を設置し、各コースにおいてカリキュラム・ポリシーに沿って核となる講義を中心に関連授業を体系的に編成している。

### 3-2-④ 教養教育の実施

本学群では、一般教養的授業科目を全学共通科目として、キャリア関連、スポーツ・健康科学、人文科学、社会科学、自然・環境科学、総合に区分される科目を配置している。文化・社会・自然に関する広く豊かな知識に触れ、さまざまな体験を通して他者との円滑な交流や自立した生活に必要な知識・技能を獲得し、社会人として備えるべき倫理観・責任感を醸成することを目的としており、これら教養教育の内容検討、実施等を行っている。

学類技能科目の「情報処理概論」「情報処理基礎演習 I/II」で情報化社会に対応するための知識や技術を、「基礎数理 I/II」で論理的思考の基盤を、英語、中国語、韓国語、ドイツ語、スペイン語、日本語（留学生対象）の各種授業でグローバル化に対応するための語学の修得を目指す。

学群共通基礎科目の「入門演習 I/II」では大学生としての学びの基礎的知識や技術を、「人間社会入門」では様々な学問分野の導入と今後の学習の展望を、「人間社会演習 I/II」ではコミュニケーション能力やグループで協力して問題を解決する能力を得ることを目指す。

学群共通実践科目の「異文化理解研修」は、英語でのコミュニケーションを実践するとともに、異文化を体験することで多様な価値観の共存する社会に対応できる思考を涵養する。

学類専門基礎科目では、二年次以降の各学群の学びに備えるための基礎的な知識や技能を養う。複数の学問分野の基礎を学ぶことで多様な視点を持った人物の育成を目指す。

本学群では、一般教養的授業科目を全学共通科目として、総合、キャリア関連、スポーツ・健康科学、人文科学、社会科学、自然・環境科学に区分される科目を配置している。

### 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

一年次には、大学生あるいは社会人として身につけるべき社会人基礎力（「前に踏み出す力」「考え抜く力」「チームで働く力」）を養うための授業を必修として多く配置し、全ての学生がこれらを確実に修得するようにしている。またこれらの学類横断的な授業では全学類の教員がアイデアを出し合い工夫して授業を構築することでさらに良い教授方法の開発に努めている。

各学類（国際言語文化学類、現代法律学類、産業経営学類）では、各コース別に系統立てた教育を行う一方、学類の垣根を越えた教育体制も学群制の特色としている。各学類での専門分野の修得については、自身が所属する学類の専門科目のみならず、他学類の専門科目を学際科目として捉えて、他学類の専門科目の修得を行うことで学類の垣根を低くして学生個人の自主的な学びを促している。

学群共通の特徴的な科目としては、まず学群共通科目における演習科目（「人間社会演習 I・II」、「プロジェクト演習 A・B・C」、「フィールドワーク A・B」）が挙げられる。

「人間社会演習」は1年次開講、「プロジェクト演習」は2年次開講、「フィールドワーク」は3年次開講の科目で、教育内容の構成と実施方法等において姫路経営者協会からの支援を受け、社会人基礎力を育てるための系統的で実践的な一連のプログラムをなしている。

またシンガポールにおける「異文化理解研修」とニュージーランド・中国・韓国における「海外短期語学研修」も学群共通の実践的なプログラムである。海外において「外国語



で」かつ「外国語を」学ぶ機会として重要である。

### (3) 3-2 の改善・向上方策（将来計画）

今後 PDCA サイクルを活発に行うために、従来一つの委員会として活動していた自己点検・評価委員会を分離し、それぞれ人間社会学群自己点検・評価委員会および人間社会学群 FD 委員会を立ち上げた【資料 G3-2-3】。

国際言語文化学類では、教育課程と教育方法のいずれについても、常に改善点を探求し、ディプロマ・ポリシーが十全に実現されるよう努力と工夫を重ねたい。

現代法律学類では、現状において直ちに改善・向上方策をとらねばならない状況にはないが、引き続き点検を行い、必要に応じて改善を図る。

産業経営学類では、カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程を編成し、授業内容及び教授方法の創意工夫・開発に取り組んでいることから直ちに改善・向上方策を採らねばならない状況にはない。ただ、学生の教室外の自主的学習が現実には形骸化している可能性もあり、今後随時点検を行い、必要に応じて改善を図っていく。

## 3-3. 学修成果の点検・評価

### 3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

#### 3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

##### (1) 3-3 の自己判定

基準項目 3-3 を満たしている。

##### (2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

本学群では、成績評価について授業の形態や内容、特性を考慮し、定期試験、レポートの成績、授業中の小テスト等各担当教員の責任において判断しているが、授業計画及び成績評価の方法と基準についてはシラバスで具体的に明示し、同時にインターネットで公開して学生に周知しており、学修成果の点検・評価方法の確立及び運用が適正に行われている。

また、中学校教諭一種免許状（英語、国語、社会）、高等学校教諭一種免許状（英語、国語、公民）、学校図書館司書教諭等の教職科目や博物館学芸員、社会教育主事、各種資格試験（英語検定、TOEIC、TOEFL、簿記検定等）における資格取得状況を通じて学修成果の達成状況を把握するとともに、点検・評価の指標の一つとして活用している。

国際言語文化学類は、学修成果について、履修科目の成績の他、特に語学検定試験による資格取得を重視している。それらの状況把握と共有が、適宜、行われている。

現代法律学類では、学修成果について、履修科目の成績以外に特に法学検定試験や行政書士などの資格取得を重視している。それらの状況把握と情報共有が適宜行われている【資料 H3-3-1】。

産業経営学類では、成績評価について授業の形態や内容、特性を考慮し、定期試験、レポートの成績、授業中の小テスト等各担当教員の責任において判断しているが、授業計画

及び成績評価の方法と基準についてはシラバスで具体的に明示して学生に周知しており、学修成果の点検・評価方法の確立及び運用が適正に行われていると考えている【資料 S3-3-1】。また本学類では担任制を敷いている。低学年より順に、基礎演習Ⅰ（2年次前期）、基礎演習Ⅱ（2年次後期）、演習Ⅰ（3年次前期）、演習Ⅱ（3年次後期）、演習Ⅲ（4年次前期）、演習Ⅳ（4年次後期）の各担当教員が学生を生活指導まで含んで指導を行う。特に、演習Ⅰから演習Ⅳまでは同一の演習に所属するため、演習担当教員は所属学生の担任として卒業するまで指導を行う。具体的には、2年次の基礎演習ならびに3および4年時の演習担当教員が、履修指導（時間割作成時の助言、学修指導等）、保護者相談等を含め学類所属の其々の学生に対応した相談・指導を行っている。なお当該科目の定員はあらかじめ担当教員が十分に個別指導が可能となるよう少人数（概ね9人以下）に設定している【資料 S3-3-2】。また本学類では指導に際して有効となる資料として担当学生の単位修得一覧表を利用している【資料 3-3-3】。この表は、本学類の前身である経済情報学部の時代より長年に渡り、主として教務委員を中心に作成され毎学期開始時に各担当教員に対して配布されている。この一覧表を用いて、担当教員は学生のこれまでの学修過程の傾向を点ではなく線として速やかに把握すると共に、そのデータに基づく対話を通して学生の現状を把握し、休退学等を未然に防ぐことも含めた効果的な学修指導を行っている。

### 3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

姫路獨協大学では、教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けて、学群及び各学部の学生を対象に姫路獨協大学教育改善実施委員会（以下「全学FD委員会」）が毎年度2回（前期・後期）「学生による授業評価アンケート」を実施している【資料 G3-3-1】。アンケートは開講している全ての授業科目を対象とし、教員の授業に関する姿勢（話し方や教材の活用等）、授業内容（シラバス準拠等）、学生の授業満足度に関する質問が設定されている。アンケートの結果は全ての教員にフィードバックされ、それに対して各教員は授業改善案を全学FD委員会へ提出している。全学FD委員会は改善案をまとめて「教育活動自己評価」を作成し、学内ホームページにおいて公表するとともに次学期以降の教育内容・方法及び学修指導等の改善に活用することとしている。

成績については、前期開講科目は9月中旬に、通年・後期開講科目は3月中旬に本人及び保護者宛に通知し、成績に疑問のある学生については成績発表後に各科目の担当教員に直接問い合わせる制度を設けている。また、教務委員が中心となって学生個々の学修状況の把握を行い、保護者懇談会の実施や単位修得が少ない学生に対して個別面談を実施する体制を整えている。

#### (3) 3-3の改善・向上方策（将来計画）

上記のような取り組みを行っていることから、直ちに改善・向上方策を採らねばならない状況にはないが、今後も随時点検を行い、必要に応じて改善を図っていく。

国際言語文化学類では、語学検定試験による資格取得について、状況把握と課題の共有を図りたい。

現代法律学類では、法学検定試験などによる資格取得について、状況把握と課題の共有

を図りたい。

産業経営学類では、学修成果の把握及び評価の取り組みについては、今後、アセスメント・ポリシーの設定を行い、それに基づく学修成果の把握、評価に努める必要があると考えている。

### **[3の自己評価]**

上に記載するように、基準3を満たしている。

## 4. 教員・職員

### 4-1. 教学マネジメントの機能性

備考：当該基準項目は大学全体に係るものと考えられる。

#### 4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

#### 4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

#### 4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

##### (1) 4-1 の自己判定

「基準項目 4-1 を満たしている。」 「基準項目 4-1 を満たしていない。」

##### (2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### (3) 4-1 の改善・向上方策（将来計画）

### 4-2. 教員の配置・職能開発等

#### 4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

#### 4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

##### (1) 4-2 の自己判定

「基準項目 4-2 を満たしている。」

##### (2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

教員の新規採用に関しては、全学の方針に則り、本学群ではカリキュラム遂行上必要不可欠と思われる教育研究分野に欠員を生じた場合に限り教員人事委員会【資料 G4-2-1】に対して採用の申請を行っている。新規採用が学長により承認された後は、欠員の生じた学類において厳格に審査を行い、採用候補者を選定する。その後、学群教授会における審査・承認を得て、最終的には学長の承認を受け採用が確定する。教員の昇任に関しては、まず当該教員の所属する学類において各学類の内規に則って審議した後に、学群教授会の審査・承認を得て【資料 G4-2-2】、最終的には学長の承認を受け昇任が確定する。

国際言語文化学類は、必要な教員は最小限ではあるものの、教員定足数を確保しており、適宜、昇任を進めている。専任教員は、教授 12 名（特別教授 6 名を含む）、准教授 2 名、特別教師 3 名である。学類における教員の採用・昇任については、学類内に 3 つの規則を定めている【資料 K4-2-1】。そのうち「外国語学部人事委員会に関する申し合わせ事項」は実態に合わず、実際の運用はこれに基づいていないため見直しが必要となっている。専任教員の採用・昇任については、学類においては学類人事委員会、学類教員会議、学類「人事に関する教授会」、選考委員会にて手順に沿って審議・承認された後、学群人事教授会において決定される。非常勤講師・特別教師の採用については、学類においては学類人事委員会、学類教員会議にて手順に沿って審議・承認された後、学群教授会において決定される。

現代法律学類は、令和 3 年 8 月現在、本学類の教員構成は、教授 10 名（特別教授 3 名を含む）、准教授 5 名、特任助教 1 名となっている。全学的な人件費抑制の方針のもと、主

要分野の一部の科目を担当する教員は非常勤講師によって手当てされている。また、教員の男女比率は女性0%と偏りがみられるが、教員の採用に関する直接の審査項目とはなっていない。教員の採用については、学群の基本的な採用方針に従い、厳格な手続きのもとで慎重に審査を行って採用候補者を選定している。教員の昇任等についても、採用の場合と同様に、厳格な手続きのもとで慎重に審査を行って教員の昇任等を内定している【資料 H4-2-1】。

産業経営学類は、学類教員会議における担当教育研究分野の選定に始まり、新規採用枠の申請から、学類内選考委員会の設置・審査を経て学類教員会議における採用候補者の決定(無記名投票)に至るまで、全て規定に従い厳格にこれを行っている【資料 S4-2-1】。採用方法は、担当教育研究分野並びに採用に要する時間的余裕等の諸条件を勘案し、人事毎に公募あるいは学内外への推薦依頼か、またはより適した方法を選定し時期を逸せず適切な人事を行っている。令和3年8月現在、本学類の専任教員は14名であり【資料 S4-2-3】、大学設置基準の教員定足数である12を超える教員を各コースの中核に配し、非常勤講師と共にカリキュラム・ポリシーに即した授業を展開している。また教員の昇任については、学類内規【資料 S4-2-2】に従い、まず学類教員会議において審査委員会を設置し、その後、審査委員会の審査報告を受け学類教員会議の無記名投票を行い、その結果昇任が望ましいとの結果を得た場合は、学群教授会へその結果を報告し審査・承認の手続きに入っている。

#### 4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

本学群は、従来、自己点検・評価委員会がFD活動の主体的役割を担ってきたが、令和3年(2021)から新たに学群FD委員会が設置されその任を引き継いでいる。学群のFD活動としては、これまでに学類毎のカリキュラム・ツリーの試作や先駆者による遠隔授業時も含めたICTを活用した効果的な授業方法の紹介等が企画・実施された【資料 G4-2-3】【資料 G4-2-4】。各教員は適宜学習した技法を各自の授業でも利用し、その効果を測ると共に、各授業により適した形式に改善し授業に活かしている。

##### (3) 4-2の改善・向上方策(将来計画)

採用及び昇任人事共、前述のように、規定に従い厳格にこれを行っている。また令和3年度現在、本学群のカリキュラム遂行上、教員の配置に関して特段問題は生じていない。

また教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施については、従来から組織的に取り組んできた。しかしながら、他大学等との比較も含め客観的に判断すれば、更なる工夫およびその効果的な実施が必要であると考えられる。

国際言語文化学類においては、令和6年度(2024)までに特別教授6名が退職する予定である。その結果、韓国語担当教員が一人になるなど、教育に支障が出ることが予想され、補充を検討する必要がある。また令和5年度(2023)には、日本語教育・日本文化コースの学生が在籍しているにもかかわらず、日本語担当教員が不在となるため、担任教員の配置を検討する必要がある。また、実態から乖離している「外国語学部人事委員会に関する申し合わせ事項」は令和4年度(2022)に見直しを予定している。

現代法律学類では、主要科目の一部補充人事(特に行政法)と、教員のジェンダー的偏

りを是正する必要がある。

産業経営学類では、現在のところ特段問題とはなっていないが各コースの中核を担っている専任教員の年齢分布等を考慮すると、現行のポリシーに則した教育力を組織として維持するためにも将来更なる人的資源を投入する必要性が生じる可能性は否定できないと考えている。

#### **4-3. 職員の研修**

備考：当該基準項目は本来大学全体に係るものと考えられる。

##### **4-3-① SD (Staff Development) をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み**

###### (1) 4-3 の自己判定

「基準項目 4-3 を満たしている。」「基準項目 4-3 を満たしていない。」

###### (2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

###### (3) 4-3 の改善・向上方策（将来計画）

#### **4-4. 研究支援**

備考：当該基準項目は本来大学全体に係るものと考えられる。

##### **4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理**

##### **4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用**

##### **4-4-③ 研究活動への資源の配分**

###### (1) 4-4 の自己判定

「基準項目 4-4 を満たしている。」「基準項目 4-4 を満たしていない。」

###### (2) 4-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

###### (3) 4-4 の改善・向上方策（将来計画）

\* 当該基準項目は本来大学全体に係るものと考えられる。

#### **[4 の自己評価]**

大学全体に係る基準項目が含まれるために評価しかねる。

## 5. 内部質保証

### 5-1. 内部質保証の組織体制

#### 5-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

##### (1) 5-1の自己判定

「基準項目 5-1 を満たしている。」

##### (2) 5-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

従来、本学群としての内部質保証の仕組みは、学群教授会において教務委員を中心とした学群各委員により提示される課題を審議・承認し、質の向上を図るべく対策を講じるというものであった。従って、自己評価委員も選任されているが、その主な仕事内容は数年に一度受審することが義務付けられている外部評価機関への申請書類の取りまとめ等であり必ずしも内部質保証のために主体的に活動するというものではなかった。

しかしながら、令和2年(2020)の全学の内部質保証の方針【資料 G5-1-1】決定を受け、令和3年(2021)〇月の学群教授会における審議の結果、それまでFD機能も内包した自己点検・評価委員会を再編成し、新たに教育研究機関としての学群の活動を自主的に点検・評価し改善要望を提起する機関として学群自己評価委員会を発足させた【資料 G5-1-2】。

国際言語文化学類は、令和3年度(2021年度)第2回(5月10日)の国際言語文化学類教員会議において学類自己点検・評価委員会の設置を決定【資料 K5-1-1】し、第4回(7月12日)の同会議において、学類自己点検・評価委員会の内規を制定した【資料 K5-1-2】。

現代法律学類は、令和3年(2021年)〇月の現代法律学類教員会議において自己評価委員会の設置を、また令和3年(2021年)〇月の現代法律学類教員会議において同委員会内規を、それぞれ審議のうえ承認した。

産業経営学類は、既に設置されている学類自己評価委員会内規を、令和3年(2021)11月の産業経営学類教員会議において審議の上承認した【資料 S5-1-1】。

##### (3) 5-1の改善・向上方策（将来計画）

前述の通り、学群並びに学類自己評価委員会が正式に設置されたことにより、学群の点検・評価をその責務とする組織は整備されたもののその活動はまだ緒に就いたところである。

### 5-2. 内部質保証のための自己点検・評価

#### 5-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

#### 5-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

##### (1) 5-2の自己判定

「基準項目 5-2 を満たしている。」

##### (2) 5-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 5-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

本学群では、令和2年(2020)3月に完成年度を終えるにあたり、学群教授会並びに各学類教員会議等における審議・承認を経て、令和2年(2020)4月より新カリキュラムに基づく新たな授業編成を行い教育の質向上に努めている【資料 5-2-1】。新カリキュラムは、教

育資源の効果的な配置を目的としたコースの集約および学生のコース選択・移動の自由度を高めるための必修・選択授業の調整等を中心に、旧カリキュラム時に見出された問題点の解消を図ると共に新たな社会の要望に応えられる人材を輩出するよう工夫されている。なおカリキュラム変更に伴うポリシーの変更等は、履修の手引き等において周知している。

国際言語文化学類は、2020年度以降の入学者を対象に開設された英語コース、中国語・韓国語コースは、2021年度、コース所属の学生を初めて受け入れた。従来のコースと同時に新しいコースの教育について、それぞれの特色、成果と改善点を常に注視し、学類教員会議、その他の機会に学類教員間で情報共有し、課題と改善策について議論をしている。

現代法律学類は、学類教員会議において、進級率・単位修得状況および各種学生アンケート調査等を利用して、自主的・自律的に各ポリシーの適正性を審議するとともに、教育改善のための施策を検討している。

産業経営学類は、学類教員会議において、直接指標として進級率ならびに単位修得状況等を、また間接指標として各種学生アンケート調査等を主に利用し、自主的・自律的に各ポリシーの適正性を審議し教育改善のための施策を検討・決定し実施している。

## 5-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

本学群並びに各学類では、全学のIR組織がまだ確立していなかったこともあり、教務部から提供される学生単位修得状況等の各種教学情報あるいはキャリアセンターから提供されるインターンシップや就職状況に係る就職関連情報等の各担当部局から提供される情報を、審議のための客観的データとして活用してきた。しかしながら、人材も含めた資源不足等により提供されたデータを目的に応じて加工し、より緻密な分析を可能とするようなデータを積極的に生成・利用することは行われなかった。

### (3) 5-2の改善・向上方策（将来計画）

本学群の内部質保証のために、点検・評価を責務とする自己評価委員会の提言に基づき3つのポリシーに基づくPDCAサイクルを継続的かつ確実に回すことが必要である。そのためには学類所属教員全員が大学教育における内部質保証の重要性を十分に理解・認識し自発的に取り組む組織風土の醸成が何よりも重要であると考えられる。しかしながら単に他大学の事例を多数学んだとしてもあまり効果はないであろう。まずは自己評価委員会の提言より学群としての最重要課題を選択し重点的にそれに取り組み成功体験を得ることが必要である。

また令和3年(2021)に全学のIR組織が設立された【資料5-2-2】ことを受けて、IR組織から提供される情報を利用するだけでなく、積極的に学類で必要とする情報を示す客観的定量的なデータをIR組織と協働で作成し学類の教育の質保証に活用することが考えられる。

## 5-3. 内部質保証の機能性

### 5-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体のPDCAサイクルの仕組みの確立とその機能性

**備考：階層構造としては学類と学群のみを対象としている。**

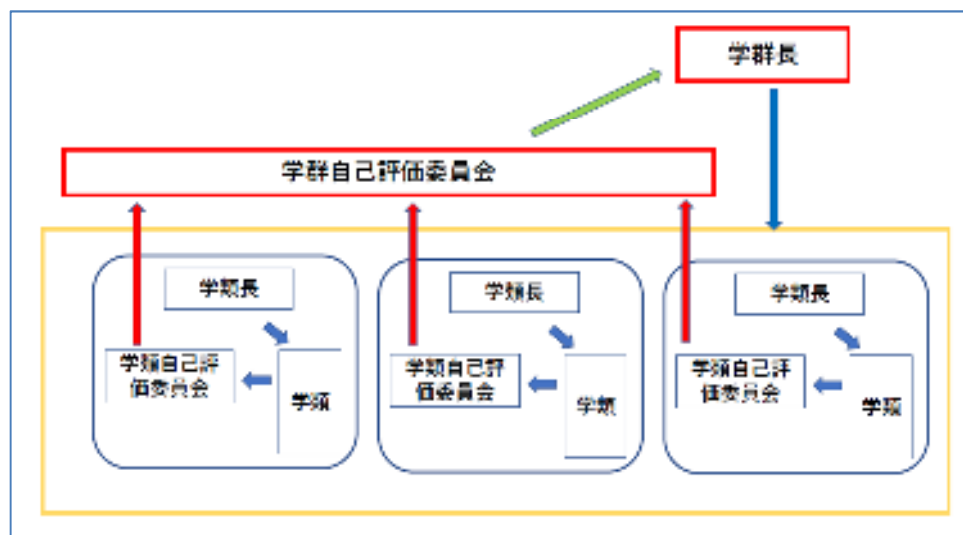


### (1) 5-3の自己判定

「基準項目 5-3 を満たしている。」

### (2) 5-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学群の内部質保証に係る PDCA サイクルの概念図を以下に示す。



図表 内部質保証に係る PDCA サイクル概念図

まず、学群自己評価委員会からの提言(前年度の学群の諸活動を点検・評価し得られたもの)を受け、学群長がその提言を具現化する施策の立案・実行を学群に対して指示する。ここで当該指示のうち各学類固有のものに対しては、各学類長が学類に対してその実行を指揮する。次に、年度終了時には、学類自己評価委員会(点検・評価の対象には学群全体に係るものも含む)が点検・評価結果を学群自己評価委員会に報告し、当該自己評価委員会において、学群の活動全般についての点検・評価を行う。最後に、評価結果と共に次年度以降に内部質保証のために実施すべきに内容を提言としてまとめ学群長へ提出する。

### (3) 5-3の改善・向上方策（将来計画）

本学群においても他大学の多くの事例同様、学群長並びに学類長(以下、学群長等と記す)がその委員として選定されている。学群並びに学類の実態に適した規定の作成や、年次報告書等の書類作成等にあたって必要となる基本情報の収集・整理等、組織の立ち上げ時には当該組織を良く知る人物として委員会を迅速に軌道に乗せるということにおいて学群長等の存在はそれなりの効果を与えるものと考えられる。但し、本質的には点検・評価を行う組織に学群長等が属することは利益相反の恐れから望ましいものとは言えず可及的速やかにその解消が望まれる。

## [5の自己評価]

IR などの活用に係る問題あるいは自己評価委員会の委員選定に係る問題を含め解消すべき点はあるが、基準5は満たしているものと評価している。

## 6. 地域連携・社会貢献

6-1. 大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。

6-1-① 大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた社会貢献・社会連携に関する方針の適切な明示

(1) 6-1 の自己判定

「基準項目 6-1 を概ね満たしている。」

(2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-1-① 大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた社会貢献・社会連携に関する方針の適切な明示

姫路獨協大学は、「姫路に総合大学を」という姫路市民の強い要望を受け、学校法人獨協学園と姫路市が連携した日本初の公私協力方式により誕生した大学である。地域に密着した大学として、設置の趣旨や役割を認識し、学生に対しては、学生の才能を発掘し、社会に貢献できる職業人を育成する。地域社会に対しては、文化交流、公開講座等を通じて地域貢献の充実化を目指す。また、教育研究活動の成果を積極的に地域社会へ還元する。さらに、市民団体との連携を深め、地域の発展に寄与することを地域貢献の方針としている。これらの考えは、学生教育については本学群のアドミッション・ポリシーを内包する全学のアドミッション・ポリシーに「地元播磨地域から未来に貢献しようとする人」という文言で明記し大学 HP 等を通して周知している【資料 G6-1-1】。

また社会貢献・社会連携については、大学 HP(地域連携課)において、地域の文化および産業の振興、地域社会の発展により一層寄与できるよう取り組む旨が明記されている。本学群においてもその方針の下、地域連携課を通して、所属教員の公開講座等の開講を地域社会に広く周知している【資料 G6-1-2】。

(3) 6-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学群は、全学の方針に従い、社会に有用となる人材の育成並びに研究成果の社会への還元を通して社会貢献・社会連携を行っているが、その方針は間接的に示され必ずしも独立した形で明記・周知されているとは言い難い。将来は本学群の目的等を踏まえた社会貢献・社会連携に関する方針を大学HP等への記載を通して周知する必要がある。

6-2. 社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

6-2-① 学外組織との適切な連携体制

6-2-② 社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進

6-2-③ 地域交流、国際交流事業への参加

備考； 6-2 については①②③と分けることなくまとめて記述した。

(1) 6-2 の自己判定

「基準項目 6-2 を満たしている。」

## (2) 6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学群所属の教員は、外部有識者として市役所等の各種委員会委員等を務めている。また広く一般市民に対しては、公開講座等の講師を務め専門分野に関する幅広い知識を提供している。さらに研究成果の社会への還元として市のまちづくり研究事業に応募し採択されている。また、平成 19（2007）年の教育職員免許法の改正により、教員免許状の更新が義務化されたことに伴い、本学は文部科学省から認定を受け、地域連携課・教務部実習課が窓口になり地域の小学・中学・高等学校の先生方に教員免許講習会を毎年実施している。本学群の教員もその専門性を活かして積極的に参加し指導している。なお、COVID-19 の影響により、令和 2 年度および令和 3 年度の教員免許講習会は中止となっている。

各学類の社会連携・社会貢献に関する取り組みを資料に示す【資料 K6-2-1】【資料 H6-2-1】  
【資料 S6-2-1】

また平成 29（2017）年度から令和元（2019）年度にかけては、学類教員による「ICT を活用した授業教材の活用法」、「プログラミング教育の現状と展望」、「インターネット活用の現状と課題」、「暮らしの中の数理」等の講座を開講している。【資料 6-2-2】。

## (2) 6-2 の改善・向上方策（将来計画）

本学群所属教員は、その他の社会連携・社会貢献に関する取り組みとして、例えば、市の政策立案に資するイベントへの学生の参加奨励等、学生を積極的に社会と関わらせるよう指導している。しかし、学生の地域参加は年々薄れて来ている。本学並びに本学群の設立の趣旨を鑑みて、学生の地域社会への関心を高める方策を図る必要がある。

## 6-3. 社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

### 6-3-① 適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

### 6-3-② 点検・評価結果に基づく改善・向上

備考：違法性等を想定しているのか、回数や範囲等なのか不明。

#### (1) 6-3 の自己判定

「基準項目 6-3 を満たしている。」

#### (2) 6-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 6-3-① 適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

### 6-3-② 点検・評価結果に基づく改善・向上

教員が関与した社会連携・社会貢献等の活動記録は、定期的に本学に提出することが義務付けられているため、本学群としても所属教員の活動状況を把握し点検・評価している。また各教員が関与した市民講座や講習会等については、当該教員が事後アンケート調査結果等に基づき各自で点検・評価し、その改善・向上に取り組んでいる。

国際言語文化学類の各教員の活動については、定期的な全学自己点検・報告書において記録され、共有されている。また学類として依頼を受けた高大連携活動等についても学類教員会議等において報告され、共有されている。以上のことから、それぞれについて適宜、点検・評価し、改善・向上に取り組んでいるといえる。

現代法律学類ならびに産業経営学類では、教員免許更新のための講習会は、講習会の前と後に、教務部実習課を窓口として、受講生による「講習内容についての事前・事後アンケート」を行っている。事前アンケートについては、テーマについて[何故このテーマを選んだのか]、[このテーマについてどんな事をまなびたいのか]等の質問を設け、その解答を受けて内容を精査し、受講生の要望に応えるべく、講義内容を整えている。事後アンケート結果については、数値評価（1～5）され、実習課で一覧表にまとめられて、各担当教員にフィードバックされる。各担当者は、それを参考に次年度以降の講習内容・テーマに反映させている【資料 HS6-3-2】。

### (3) 6-3 の改善・向上方策（将来計画）

本学群は、現代法律学類・国際言語文化学類・産業経営学類という主とする学問領域が異なる3学類より構成されている。必然的に所属教員の専門分野は多岐にわたるが、その多様性・専門性を活かして、積極的に地域社会の活性化のために何ができるのかを検討・立案し実行に移す必要があると考えている。

### [6 の自己評価]

本学は大学の使命・目的を踏まえて地域連携・地域貢献の方針の周知を図り、教職員の地域連携・貢献活動の一層の推進を促してきた。本学群も、その一端を担って、教員個々の専門性を活かして地域社会に貢献してきたと考えている。今後も引き続き地域の文化及び地域社会の発展により一層寄与できるよう取り組んでいくものである。なお学生の積極的な地域参加への取り組みを図らねばならない等課題もあるが、以上のことから、基準6は満たされていると判断できる。

## エビデンス集（資料編）一覧

### 基準 1. 使命・目的等

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
1-1. 使命・目的及び教育目的の設定		
【資料 S1-1-1】	姫路獨協大学学則（第2条の2）	資料 F-3 の写し
【資料 K1-1-1】	『2021 履修の手引き』（p.19）	
【資料 S1-1-2】	2021 履修の手引（人間社会学群産業経営学類教育課程モデル）	資料 F-5 の写し
【資料 K1-1-2】	新カリ届出書類（未入手）	事務依頼
【資料 S1-1-3】	平成 30 年度 第 10 回人間社会学群教授会議事要録	
【資料 H1-1-2】	2021 履修の手引（人間社会学群現代法律学類教育課程モデル）	資料 F-5 の写し
【資料 H1-1-3】	平成 30 年度 第 10 回人間社会学群教授会議事要録	
1-2. 使命・目的及び教育目的の反映		
【資料 G1-2-1】	2021 年度、2022 年度 大学案内（人間社会学群）	資料 F-2 の写し
【資料 G1-2-2】	大学 HP	
【資料 G1-2-3】	大学 HP(アドミッション・ポリシー（入学者受入れの方針）)	
【資料 G1-2-4】	大学 HP(カリキュラム・ポリシー（教育課程の内容・方法の方針）)	
【資料 G1-2-5】	大学 HP(ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）)	

### 基準 2. 学生

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
2-1. 学生の受入れ		
【資料 G2-1-1】	大学 HP(アドミッション・ポリシー（入学者受入れの方針）)	【資料 G1-2-3】 と同じ
【資料 G2-1-2】	学群教授会議事要録 H31. 3. 11, R1. 10. 21, R1. 12. 16 各開催分】	
2-2. 学修支援		
【資料 S2-2-1】	各工房等設備・資料 一覧表	添付資料
【資料 G2-2-1】	令和元(2019)年度・人間社会学群・自己点検評価報告書, 令和2年度人間社会学群 FD（自己点検・評価）活動（報告）, 令和2年度・人間社会学群・FD 講習会(7月27日開催)案内	添付資料
2-3. キャリア支援		
【資料 G2-3-1】	履修の手引(P.30、人間社会学群全学共通科目)	
2-4. 学生サービス		
	当基準項目は全学に関するものと思われる。	
2-5. 学修環境の整備		
	当基準項目は全学に関するものと思われる。	
2-6. 学生の意見・要望への対応		
【資料 G2-6-1】	大学 HP「学生による授業評価アンケート調査結果報告書」	

### 基準 3. 教育課程

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定		
【資料 G3-1-1】	2021 履修の手引（23 ページ、ディプロマ・ポリシー）	資料 F-5 の写し
【資料 G3-1-2】	姫路獨協大学編入学・転入学及び再入学者の既修得認定内規	
【資料 G3-1-3】	2021 年度 学生募集要項（編入学・転入学試験）	資料 F-4 の写し

【資料 G3-1-4】	姫路獨協大学学則（第38条、第39条）	資料F-3の写し
<b>3-2. 教育課程及び教授方法</b>		
【資料 G3-2-1】	2021 履修の手引（25 ページ、カリキュラム・ポリシー）	資料F-5の写し
【資料 S3-2-1】	第65回ならびに第66回人間社会学群産業経営学類教員会議議事要録(カリキュラム・マップ、カリキュラム・ツリーの制定)	
【資料 G3-2-2】	令和3年度第5回人間社会学群教授会議事要録(学群カリキュラム・マップ、学群カリキュラム・ツリーの制定)	
【資料 G3-2-3】	令和3年度第3回人間社会学群教授会議事要録(学群自己点検・評価委員会に関する内規の改正)	
【資料 H3-2-1】	第〇回ならびに第〇回人間社会学群現代法律学類教員会議議事要録(カリキュラム・マップ、カリキュラム・ツリーの制定)	予定
<b>3-3. 学修成果の点検・評価</b>		
【資料 S3-3-1】	2021 人間社会学群産業経営学類シラバス	資料F-12の写し
【資料 S3-3-2】	基礎演習Ⅰ・Ⅱ及び演習Ⅰ募集要項	添付資料
【資料 S3-3-3】	修得単位数変遷一覧表	添付資料
【資料 H3-3-1】	2021 人間社会学群現代法律学類シラバス	
【資料 H3-3-1】	2021 人間社会学群現代法律学類シラバス	

#### 4. 教員・職員

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
<b>4-1. 教学マネジメントの機能性</b>		
・	当該基準項目は大学全体に係るものと考えられる。	
<b>4-2. 教員の配置・職能開発等</b>		
【資料 G4-2-1】	姫路獨協大学教員人事委員会規程	
【資料 S4-2-1】	産業経営学類教員会議議事要録（例えば、第58、59回）	
【資料 G4-2-2】	人間社会学群人事教授会議事要録(例えば、令和2年度第1回)	
【資料 K4-2-1】	①「外国語学部人事委員会に関する申し合わせ事項」(2011.4.20) ②「選考委員の選出に関する細則」(2011.4.20) ③「人間社会学群国際言語文化学類教員の採用及び昇任の基準に関する申合事項」(2021.4.12)	
【資料 H4-2-1】	現代法律学類昇任内規相当のエビダンス必要	*現在調査中
【資料 S4-2-2】	産業経営学類教員選考内規に関する申し合わせ	
【資料 S4-2-3】	姫路獨協大学ホームページ（産業経営学類教員紹介）	
【資料 G4-2-3】	令和元年度人間社会学群自己点検・評価活動報告書	資料G2-2-1と同じ
【資料 G4-2-4】	令和2年度人間社会学群自己点検・評価活動報告書	資料G2-2-1と同じ
<b>4-3. 職員の研修</b>		
	当該基準項目は大学全体に係るものと考えられる。	
<b>4-4. 研究支援</b>		
	当該基準項目は大学全体に係るものと考えられる。	

#### 5. 内部質保証

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
<b>5-1. 内部質保証の組織体制</b>		
【資料 G5-1-1】	姫路獨協大学における内部質保証に関する方針	

【資料 K5-1-1】	令和3年度(2021年度)第2回(5月10日)国際言語文化学類 教員会議議事要録	
【資料 G5-1-2】	令和3年度(2021年度)第3回人間社会学群議事要録(学群自己 点検・評価委員会に関する内規の改正)	
【資料 K5-1-2】	令和3年度(2021年度)第4回(7月12日)国際言語文化学類 教員会議議事要録、学類自己点検・評価委員会の内規	
【資料 S5-1-1】	第68回産業経営学類教員会議議事録(令和3年11月)	予定
5-2. 内部質保証のための自己点検・評価		
【資料 G5-2-1】	2021履修の手引き(P.29-60)	
【資料 G5-2-2】	姫路獨協大学における内部質保証に関する方針	【資料 5-1-1】と同じ
5-3. 内部質保証の機能性		
	特になし	

## 6. 地域連携・社会貢献

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
【資料 G6-1-1】	姫路獨協大学ホームページ(アドミッション・ポリシー)	
【資料 G6-1-2】	例えば、「獨協講座」2021年度受講生募集要項	
【資料 K6-2-1】	国際言語文化学類の地域連携・社会貢献(2020年度)	*一覧表後に追記
【資料 H6-2-1】	社会連携・社会貢献に関する取り組み(現代法律学類)	*一覧表後に追記
【資料 H6-3-1】	教育研究の成果の社会への還元状況(2016年～2021年)(現代法律学類)	*一覧表後に追記
【資料 S6-3-1】	教育研究の成果の社会への還元状況(2016年～2021年)(産業経営学類)	*一覧表後に追記
【資料 HS6-3-2】	2019年度教員免許講習アンケート	

## 【資料 K6-2-1】 国際言語文化学類の地域連携・社会貢献（2020 年度）

### 1. 学会活動

関西哲学会委員、日本フィヒテ協会常任委員、西田哲学会理事

### 2. 姫路市行政への貢献

姫路市子ども読書活動推進計画（第4次）策定懇話会会長

姫路市奨学学術振興事業運営委員会委員

姫路市教育委員会「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」のうち「社会教育」担当

### 3. 社会教育活動

姫路市生涯大学の韓国語講座

姫路文学館の一般向け講座（受講者 170 名）、和辻哲郎文化賞推薦委員

高砂市高齢者大学講座「近世の俳人、田中布舟」

「獨協講座」（通年の語学講座）（秋講座で韓国文学講座）

鳥取県・駐大阪総領事館韓国文化院主催「話してみよう韓国語鳥取大会」審査員

### 4. 高大連携

琴ヶ丘高校「中学生英語スピーチコンテスト」審査員

進路ガイダンス（網干高校、上郡高校等）

### 5. その他

阪神地区私立大学教職課程研究連絡協議会幹事校

## 【資料 H6-2-1】 社会連携・社会貢献に関する取り組み（現代法律学類）

### (1) 子ども見守り活動

法学部時代の平成 18（2006）年度から、姫路市が市民参加による防犯活動として導入を進めている「姫路市安全安心まちづくりサポーター」制度の事業所登録を行い、法学部の警察官志望者対象のゼミに所属する 2 年次生から 4 年次生までのゼミ生を構成メンバーとして登録し、サポーターとしての活動を行ってきた。学群現代法律学類に移行してからも警察官志望者対象のゼミ所属の 2 年～4 年次生約 40 名がメンバーとして登録、現在、「子ども見守り活動と」名称を変えて活動を行っている。

活動の具体的な内容は、地元の姫路市立広峰小学校児童の下校時見守り活動が最も重要なものであり、その他、姫路市危機管理室が主催する防犯関係行事へのスタッフ参加、青色パトロールカーでのパトロール等を行う。なお、この活動については、2012 年に「平成 23 年度ひょうご地域安全まちづくり活動賞」を受賞した。

### (2) 少年警察学生ボランティア



法学部時代の平成 26 (2014) 年 1 月に兵庫県警から委嘱された「少年警察大学生ボランティア」で、警察官志望者対象のゼミ生が活動に参加し、学群現代法律学類に移行してからも警察官志望者対象のゼミ所属の 2 年～4 年次生約 40 名がメンバーとして登録している。『HDU・Hearts』の愛称で、非行少年の立ち直り支援や、街頭補導活動などに参加協力している。また、公益社団法人全国少年警察ボランティア協会が主催する全国少年警察学生ボランティア研修会に参加し、自らの活動内容を報告している。

### (3) 姫路市人権啓発センターとの大学連携

「特別教養講座」で人権啓発のコマを設けたり、市の人権アンケート調査 (学生が回答) などに協力している。

### 【資料 H6-3-1】 教育研究の成果の社会への還元状況 (2016 年～2021 年) (現代法律学類)

#### 【竹橋正明】

- 1 2017 年 1 月～現在まで  
奈良県葛城市政策検討委員会 委員長 任期 1 年
- 2 2013 年 4 月～現在まで  
奈良県葛城市立新庄小学校 学校運営協議会 会長 任期 1 年
- 3 2017 年 4 月～2019 年 3 月まで  
奈良県葛城市立新庄中学校 学校運営協議会 委員 任期 1 年

#### 【岡本悌二】

講師：2018 年 (H30) 10 月 12 日「学生野球を通じての人間教育の実践」

市民公開講座テーマ「スポーツを通じての人材育成・人間形成」

(主催：姫路獨協大学、姫路獨協大学播磨会 後援：姫路市教育委員会)

委員：・2020 年 (R2)「姫路球場利活用促進検討会議」委員 (アドバイザー)

期間：2020 年 (R2) 7 月 16 日～10 月 30 日

・2021 年 (R3)「姫路市観光スポーツ局指定管理者選定委員会」委員 (副委員長)

期間：2021 年 (R3) 7 月 8 日～2022 年 (R4) 3 月 31 日

#### 【高橋克紀】

滋賀県入札監視委員会委員 2017/10-2021/9

姫路市生涯学習大学校講師 「くらしの法律」の一回分 (2016 年～2021 年の 2 月)

#### 【大塚健洋】

和辻哲郎文化賞一般部門予備選考委員：2016-21

姫路市地域コミュニティ活性化アドバイザー：2016-17

兵庫県留置施設視察委員：2017-21

姫路ふるさと大使：2018-21

姫路市公衆衛生委員：2019-21

姫路広域観光クラスターアドバイザー：2019

【石田裕敏】

1. 委員

- ・姫路市ホテル等建築審議会委員 2016年以前から継続中
- ・姫路市廃棄物処理施設設置等調整委員 2018年10月から継続中

2. 講師

- ・姫路市シニアオープンカレッジ 「生命倫理と法について考える」 2020年11月

【山本一範】

2007年4月～2019年3月（継続中） 兵庫県豊岡市情報公開・個人情報保護審査会委員（会長代行）

2009年1月～2019年3月（継続中） 北但行政事務組合情報公開・個人情報保護審査会委員（会長代行）

2018年4月～2019年3月（継続中） 兵庫県姫路市事業評価監視委員会委員

【道谷卓】

（審議会委員等）

1995年6月 神戸市東灘区区民まちづくり会議 委員（2020年3月まで）

1995年10月 法務省 保護司（東灘保護区）（現在に至る）

1999年5月 法務省加古川学園 篤志面接委員（現在に至る）

2005年4月 大阪家庭裁判所 参与員（現在に至る）

2007年6月 兵庫県留置施設視察委員会 委員長（2017年5月まで）

2007年7月 神戸市立御影小学校 学校評議員（現在に至る）

2007年8月 姫路市安全安心推進協議会 委員（現在に至る）

2012年12月 サイバー空間の脅威に対する兵庫県官民合同対策プロジェクト 共同代表（2019年3月まで）

2014年11月 兵庫県地域安全まちづくり審議会 委員（現在に至る）

2015年5月 兵庫県立御影高等学校同窓会・清明会 会長（現在に至る）

2015年5月 一般財団法人姫路市学校給食会 評議員（現在に至る）

2015年6月 公益財団法人姫路市文化国際交流財団 評議員（現在に至る）

2016年11月 姫路市職員不祥事調査・再発防止検討専門委員（2017年3月まで）

2018年6月 法務省 人権擁護委員（現在に至る）

2018年12月 姫路ケーブルテレビ放送番組審議会 会長（現在に至る）

2019年6月 兵庫県立御影高等学校 学校評議員（現在に至る）

2019年7月 姫路市総合計画策定審議会 副会長（2020年8月まで）

2019年8月 姫路市人権教育及び啓発事業計画審議会 会長（2020年3月まで）

2020年5月 学校法人灘育英会（灘中学校・灘高等学校） 評議員（現在に至る）

（各種講座 講師等）

- 2016年9月8日 姫路市生涯学習大学校 「くらしの法律講座」講師 「刑事手続と市民参加—裁判員制度を中心に—」
- 2016年9月9日 公益社団法人全国少年警察ボランティア協会 「全国少年警察学生ボランティア研修会」パネルディスカッション コーディネーター
- 2017年4月4日 姫路市生涯学習大学校入学式 記念講演 講師 「兵庫の街道」
- 2017年7月7日 公益社団法人全国少年警察ボランティア協会 「インターネット利用に係る非行及び被害防止セミナー」講師「サイバー空間の脅威～その法的規制と課題～」
- 2017年9月21日 姫路市生涯学習大学校 「くらしの法律講座」講師 「刑事手続と市民参加—裁判員制度を中心に—」
- 2017年10月7日 姫路市敬業館講座 講師 「兵庫県の街道」
- 2018年8月7日 神戸市議会 児童虐待防止条例勉強会 講師 「児童虐待への刑事法の介入」
- 2018年9月13日 姫路市生涯学習大学校 「くらしの法律講座」講師 「刑事手続と市民参加—裁判員制度を中心に—」
- 2018年9月7日 公益社団法人全国少年警察ボランティア協会 「全国少年警察学生ボランティア研修会」パネルディスカッション コーディネーター
- 2018年10月6日 姫路市敬業館講座 講師 「獨逸学協会学校と法学教育—明治期における法典編纂過程との関連を中心に—」
- 2019年9月5日 姫路市生涯学習大学校 「くらしの法律講座」講師 「刑事手続と市民参加—裁判員制度を中心に—」
- 2019年10月5日 姫路市敬業館講座 講師 「兵庫が生んだ偉人・嘉納治五郎に学ぶ」
- 2019年10月11日 兵庫県 令和元年地域安全兵庫県民大会 基調講演「犯罪学からみた地域防犯活動」
- 2019年11月16日 姫路獨協大学播磨会 「はりま歴史講座 天皇と播磨」講師 「美濃部達吉の天皇機関説—播磨出身の憲法学者による天皇観—」
- 2020年10月3日 姫路市敬業館講座 講師「播磨出身の憲法学者 美濃部達吉と天皇機関説」
- 2020年11月28日 加古川市 令和2年度加古川市防犯リーダー養成講座 講師 「犯罪学からみた地域防犯活動」
- 2021年8月19日 姫路市生涯学習大学校 「くらしの法律講座」講師 「刑事手続と市民参加—裁判員制度を中心に—」
- 2021年10月23日 姫路市敬業館講座 講師 「日本の「六法」編纂過程—明治時代の西欧法の継受について—」

【資料 S6-3-1】 教育研究の成果の社会への還元状況（2016年～2021年）（産業経営学類）

[市役所等の委員]

	会議・委員会	任 期
秋本義久	ひめじ創生戦略会議副会長	2015年6月～現在に至る
	姫路市入札監視会議	2013年4月～2021年3月
	姫路市建設局指定管理者選定委員会	2021年5月～現在に至る
	姫路市都市局指定管理者選定委員会	2021年6月～現在に至る
佐野智行	姫路情報化計画検討懇話会会長	2016年9月～2016年12月
	姫路市官民データ活用推進会議副会長	2019年9月～2021年3月
	姫路市入札監視会議	2021年4月～現在に至る
清水隆明	たつの市民病院経営形態検討委員会	2018年4月～2019年3月
園田浩一	姫路市個人情報保護審議会	2019年～現在に至る
野上千穂	姫路市産学共同研究助成選考委員会	2017年7月～現在に至る

[市民向け講座・その他]

	内 容	開催日等
佐野智行	姫路科学館「木曜サイエンスサロン」にて講演 演題：「IoTとは？～応用事例と注意すべき点～」	2018年1月25日
清水隆明	「姫路市シニアオープンカレッジ」にて講演 共通テーマ：シニア世代のスポーツと健康 演題：「医療制度を正しく使って賢く使おう」	2016年11月2日
園田浩一	中播磨消費生活創造センター 「くらしのヤングクリエイター」セミナー (学生と参加)	2017年2月19日
	大学の駅前サテライト教室にて、子供たちのプログラミング 教室「コーダー道場」を主催	2017年～現在に至る

[姫路市大学発まちづくり研究助成事業]

岩谷洋史	グループ名：播磨のモノづくり研究会（他9名） 研究テーマ：『姫路の「かりんとう」に対する多元 的価値の創出に関する基礎的研究』	2021年7月 採択
------	---	------------